

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

平成30(2018)年度～平成37(2025)年度

平成30(2018)年10月

小 金 井 市

1 目的

小金井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、小金井市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進及び改修事業者の技術力向上に関する具体的な取組を位置付け、一般市民への周知・普及等の充実を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、小金井市耐震改修促進計画第3章及び第4章に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、小金井市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に新築工事に着手した全ての住宅とする。

5 実施期間

平成30（2018）年度から平成37（2025）年度までを実施期間とする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況に応じて必要な見直しを行う。

6 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の実施・達成状況を市ホームページにおいて公表する。

7 取組内容

(1) 住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進

住宅の種類	各戸実施予定年度	備 考
戸建て住宅（店舗併用住宅※を含む。）	平成30（2018）年度～平成37（2025）年度	住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、啓発リーフレットのポスティングを実施する。
	平成30（2018）年度～平成37（2025）年度	対象建築物のうち、木造の建築物（地下を除く階数が2階建て以下の戸建て住宅）に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、現状の耐震性の調査等（耐震診断）に係る費用の一部を助成する。
分譲マンション その他（賃貸共同住宅等）	平成31（2019）年度～平成37（2025）年度	管理組合又は所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、ダイレクトメールを送付する。

※ 店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1未満のものに限る。）

(2) その他の普及啓発及び耐震化促進

ア 当市補助事業を利用し、既に耐震診断を行った建築物で、その後、改修が行われていない建築物の所有者等に対し、電話等により、ヒアリングを実施し個別の建物の状況の把握をするとともに、耐震化の意識啓発を行うことで耐震化を促す。

イ 当市補助事業を利用し、新たに耐震診断を行った建築物の所有者に対し、診断終了時に啓発リーフレットの配布や説明などにより耐震化を促す。

(3) 改修事業者の技術力向上等

ア 平成30（2018）年度は、東京都主催により開催される改修事業者の技術力向上に資する講習会を活用し、ホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。

イ 平成31（2019）年度以後も、講習会の開催等を通じ継続的に市内改修事業者の技術力向上を図る。

ウ 東京都及び建設関係団体と連携し、耐震改修事業者をリスト化し、窓口等での紹介、閲覧を実施する。

(4) 一般への周知普及

ア 耐震改修の必要性及び耐震関連補助制度の概要について、市報掲載するとともに、各自治会町会へリーフレットを配布し周知を図る。

イ 住まいのなんでも相談会において、耐震化の重要性や必要性についての普及啓発を行うとともに、建築士等の専門家と協力し、市民を対象に建物の耐震化に関する相談会を実施する。

ウ 耐震改修の必要性及び補助制度の概要について、リーフレットを作成し担当課窓口や各種イベントにおいて配布する。

(5) 財政的支援

市内に存する木造戸建て住宅について、所有者等に耐震診断費及び耐震改修費に対する一部助成を実施する。

8 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る目標を設定するとともに、実施達成状況を把握し、市ホームページ上に公表する。

また、国や都の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況及び市民の耐震化に関するニーズ等を的確に反映し効率的な耐震化の取組を行うため、毎年度検証を行い、必要に応じてアクションプログラムの見直しを行う。